

令和3年度「岩手県自殺防止月間」実施要綱

(趣旨)

第1 本県の年間自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、平成10年に急増して以降、平成15年に最多の37.8となったが、これまでの県や市町村、岩手県自殺対策推進協議会構成機関・団体等による取組もあり、長期的には減少傾向が続いている。

しかしながら、令和2年においては、前年比0.7ポイント増の21.2で、6年ぶりに全国で最も高位となり、多くの方が自殺で亡くなっていることから、引き続き積極的に自殺対策に取り組む必要がある。

令和3年度の自殺防止月間においては、一人でも多くの自殺を防ぐため、県民とともに自殺予防に取り組む社会づくりに向けて、「みんなでつなごう いのちとこころの絆」をキャッチフレーズに、県や市町村、岩手県自殺対策推進協議会構成機関・団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施する。

(実施期間)

第2 令和3年9月1日から9月30日までの1か月間とする。

(実施体制)

第3 県や市町村、岩手県自殺対策推進協議会構成機関・団体等が、連携・協力を図りながら啓発事業等を実施する。

(実施方針)

第4 実施にあたっての基本方針は次のとおりとする。

(1) 県民一人ひとりへの呼び掛け

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、県民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて県民の理解の促進を図る必要があり、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進するとともに、自殺対策における県民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、幅広く県民一人ひとりに対して呼び掛けを行う。

(2) 様々な主体との連携・協力の推進

社会全体で自殺の危険性を低下させる取組を推進する観点から、実施主体のみならず、県内の経済団体、労働団体、職能団体、自殺者の親族等の団体及び支援団体、並びに関係する学会等から、できる限り多くの幅広い連携、協力を得ることとする。

特に、自殺の背景には多様な要因があることを踏まえ、支援を必要としている人に適切に対処できるよう、こうした様々な主体が有機的に連携・協力して相談支援事業と関係施策との効果的な連動を図るなど、自殺対策を集中的に実施する。

(3) 効果的かつ適切な広報手法

県や市町村、岩手県自殺対策推進協議会構成機関・団体等が連携し、全ての県民を対象にした、分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施する。

(実施事項)

第5 岩手県が実施する主な事業は次のとおりとする。

- (1) 県民一人ひとりが自殺問題を自らの問題として認識し、参画を促すため、テレビ、ラジオ、ポスター、インターネット及びSNS等様々な媒体を活用した広報を実施する。
- (2) 市町村、岩手県自殺対策推進協議会構成機関・団体等に対して、岩手県が実施する広報とも連動した効果的な広報の実施を呼び掛ける。
- (3) 自殺者の多い年代を対象とした取組として、事業所訪問等による相談窓口の周知及びメンタルヘルス対策に係る啓発を行う。
- (4) 県民一人ひとりが悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」として行動できるよう、自殺の危険を示すサインとその対応方法や、相談窓口の周知・啓発を行う。
- (5) 上記(1)～(4)の取組を通じて、「岩手県自殺予防宣言～みんなでつなごう いのちとこころの絆～」(令和3年7月26日に岩手県自殺対策推進協議会が改定)を広く県民に周知し、自殺予防に取り組む社会づくりに向けて積極的な参画を呼び掛ける。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、「岩手県自殺防止月間」に係る事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。